

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成22年8月5日

**【四半期会計期間】** 第65期第1四半期(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

**【会社名】** 株式会社トムス・エンタテインメント

**【英訳名】** TMS ENTERTAINMENT,LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 岡村 秀樹

**【本店の所在の場所】** 東京都新宿区西新宿七丁目20番1号

**【電話番号】** 代表(03)5332局8021番

**【事務連絡者氏名】** 経理財務部長 岡山 仁

**【最寄りの連絡場所】** 東京都新宿区西新宿七丁目20番1号

**【電話番号】** 代表(03)5332局8021番

**【事務連絡者氏名】** 経理財務部長 岡山 仁

**【縦覧に供する場所】** 株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次		第64期 第1四半期連結累計 (会計)期間	第65期 第1四半期連結累計 (会計)期間	第64期
会計期間		自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
売上高	(千円)	3,246,685	3,473,215	13,296,735
経常利益又は経常損失( )	(千円)	24,106	128,928	390,039
四半期純利益又は 四半期(当期)純損失( )	(千円)	66,142	25,235	1,111,778
純資産額	(千円)	14,233,800	12,538,298	12,813,061
総資産額	(千円)	17,279,267	15,341,763	16,054,488
1株当たり純資産額	(円)	346.57	318.18	325.43
1株当たり四半期純利益金額又は 四半期(当期)純損失金額( )	(円)	1.62	0.65	27.74
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	81.9	81.1	79.3
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,042,393	23,689	2,287,477
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	240,732	360,395	622,420
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	348,750	335,738	875,720
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	3,009,044	2,610,975	3,340,625
従業員数	(名)	307	301	297

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 第64期第1四半期連結累計(会計)期間及び第64期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。第65期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営んでいる事業の内容の重要な変更はない。

また、主要な関係会社の異動については「3 関係会社の状況」に記載している。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が連結子会社となった。

名称	住所	資本金 又は出資金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱トクシス	東京都渋谷区	10,000	アニメーション事業	66.6	当社アニメーション 映画の制作請負 役員の兼任 2名

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載している。

2 特定子会社に該当しない。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	301 (244)
---------	-----------

(注) 1 従業員数は就業人員である。

2 従業員数欄の( )内に、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載している。

### (2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	162 (3)
---------	---------

(注) 1 従業員数は就業人員である。

2 従業員数欄の( )内に、臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載している。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間におけるアニメーション事業の生産実績を示すと、次のとおりである。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
アニメーション事業		
アニメーション映画制作	1,864,098	-
合計	1,864,098	-

(注) 上記金額は製造原価であり、消費税等は含まれていない。

#### (2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間におけるアニメーション事業の受注実績を示すと、次のとおりである。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
アニメーション事業				
アニメーション映画制作	828,750	-	1,183,750	-
合計	828,750	-	1,183,750	-

(注) 上記金額は販売価格であり、消費税等は含まれていない。

#### (3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりである。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
アニメーション事業		
アニメーション映画制作販売収入	2,643,582	-
アミューズメント事業		
アミューズメント施設運営収入	829,633	-
合計	3,473,215	-

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
NELVANA ENTERPRISES INC.	80,600	2.5	426,790	12.3
(株)小学館	405,278	12.5	146,221	4.2

2 上記金額に消費税等は含まれていない。

### 2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はない。

なお、重要事象等は存在していない。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われていない。

## 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、世界各国が協調しての景気刺激策や中国などアジアの活発な景気に支えられ、景気に底打ち感がでてきました。一方、個人消費については雇用不安や生活防衛意識は依然高く消費は低迷しました。

このような経済環境のもとで、当第1四半期連結会計期間の業績は、売上高は34億7千3百万円（前年同期比7.0%増）、営業利益は8千2百万円（前年同期は営業損失7千3百万円）、経常利益は1億2千8百万円（前年同期は経常損失2千4百万円）、四半期純利益は2千5百万円（前年同期は四半期純損失6千6百万円）となりました。

売上高では、アニメーション事業においては、前期に引き続き「爆丸」の好調に支えられた海外販売収入が前年同期を大きく上回りました。一方、アミューズメント事業においては、前期4店舗閉鎖の影響もあり前年同期を下回りました。以上の結果、全社合計では前年同期を上回る結果となりました。

利益面では、アニメーション事業においては、海外販売、商品化権販売の利益が前年同期を上回り、また、制作出資の償却負担の減少がありました。また、アミューズメント事業においては、赤字店舗閉鎖による利益率の向上やコスト削減の徹底をはかりました。

以上の結果、全社合計では営業利益、経常利益の計上（前年同期は営業損失、経常損失の計上）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

#### アニメーション事業

アニメーション事業においては、制作収入全体は10億1千1百万円となり、前年同期比1.0%増加とほぼ前年並みの結果となりました。一方、ロイヤリティなどの販売収入は、前期に引き続き「爆丸」が北米を中心に好調であったことを受け海外販売収入が好調となり、販売収入全体は16億3千2百万円、前年同期比24.4%増加となりました。

この結果、同事業全体の売上高は26億4千3百万円（前年同期比14.3%増）、同事業のセグメント利益は2億5千5百万円（前年同期比115.5%増）となりました。

#### アミューズメント事業

アミューズメント事業においては、当第1四半期に1店舗の開店（AGスクエア東大阪店）、1店舗の閉店（AGスクエア千葉鎌取店）を実施し、当第1四半期末の店舗数は21店舗となりました。アミューズメント業界全体が低迷する中、前期4店舗閉鎖の影響もあり、同事業全体の売上高は8億2千9百万円（前年同期比11.2%減）、同事業のセグメント損失は5百万円（前年同期はセグメント損失1千9百万円）となりました。

### (2) 財政状態の分析

#### （資産）

当第1四半期連結会計期間末における総資産は153億4千1百万円（前連結会計年度比7億1千2百万円の減少）となりました。主な減少の要因は、現金及び預金の減少7億2千9百万円によるものであります。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末における負債は28億3百万円(前連結会計年度比4億3千7百万円の減少)となりました。主な減少の要因は、未払法人税等の減少2億7百万円や支払手形及び買掛金の減少1億1千8百万円によるものであります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産は125億3千8百万円(前連結会計年度比2億7千4百万円の減少)となりました。主な減少の要因は、配当金の支払2億9千3百万円によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べて7億2千9百万円減少し、26億1千万円となりました。

内容は、営業活動による資金の減少2千3百万円(前年同四半期は10億4千2百万円の資金の増加)、投資活動による資金の減少3億6千万円(前年同四半期は2億4千万円の資金の減少)、及び財務活動による資金の減少3億3千5百万円(前年同四半期は3億4千8百万円の資金の減少)であります。

各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における営業活動による資金は、2千3百万円の減少(前年同四半期は10億4千2百万円の資金の増加)となりました。資金の増加要因としては減価償却費の計上1億6千万円、売上債権の減少1億4百万円、たな卸資産の減少6千1百万円、資金の減少要因としては、法人税等の支払額2億2千6百万円、仕入債務の減少1億2千7百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における投資活動による資金は、3億6千万円の減少(前年同四半期は2億4千万円の資金の減少)となりました。資金の増加要因としては差入保証金の回収による収入1億1千3百万円、有価証券の償還による収入9千5百万円、資金の減少要因としては有価証券・投資有価証券の取得による支出2億円、有形固定資産・無形固定資産の取得による支出2億4千3百万円、関係会社出資金の払込による支出1億5千万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における財務活動による資金は、3億3千5百万円の減少(前年同四半期は3億4千8百万円の資金の減少)となりました。主な資金の減少要因としては配当金の支払額2億9千3百万円、割賦債務の返済による支出3千4百万円によるものであります。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

## (5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間に以下の設備を取得した。

##### 提出会社

事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数(名)
				建物及び構築物	機械装置及び運搬具	リース資産	土地(面積㎡)	工具器具備品	合計	
本店	東京都新宿区	アニメーション事業	事務所設備				( )	219	219	73
制作スタジオ	東京都中野区	アニメーション事業	事務所設備		717		( )	271	988	89

##### 国内子会社

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数(名)
				建物及び構築物	機械装置及び運搬具	リース資産	土地(面積㎡)	工具器具備品	合計	
(株)AGスクエア	東京都新宿区他	アミューズメント事業	アミューズメント施設他	7,752			( )	90,167	97,920	73
(株)テレコム・アニメーションフィルム	東京都中野区	アニメーション事業	事務所設備				( )	104	104	23
(株)トムス・ミュージック	東京都中野区	アニメーション事業	事務所設備				( )	3,756	3,756	1

(注) 上記金額に消費税等は含まれていない。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はない。



## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	121,000,000
計	121,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月5日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	44,153,101	44,153,101	名古屋証券取引所 市場第二部	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数は1,000株 であります。
計	44,153,101	44,153,101	-	-

#### (2) 【新株予約権等の状況】

##### 新株予約権

当社は、会社法に基づき当社取締役に対して新株予約権を発行している。

株主総会決議(平成18年6月28日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1	240
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	240,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり472
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 598 資本組入額 299
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

##### 2 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社取締役の地位を喪失した後も本号 に掲げる「新株予約権割当契約」の定めにより、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権が相続の対象となった場合の相続人の範囲、その行使の条件等については本号に掲げる「新株予約権割当契約」の定めによるものとする。

本新株予約権の質入その他の処分は認めないものとする。

その他、新株予約権の行使の条件は、新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

### 3 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては本新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後の払込金額に本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権割当契約」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権割当契約」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

(注)2 に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

「新株予約権割当契約」に準じて決定する。

当社は、会社法に基づき当社の従業員および当社子会社の取締役に対して新株予約権を発行している。

株主総会決議(平成18年 6月28日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年 6月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1	305
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	305,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり472
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 598 資本組入額 299
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

## 2 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、地位の喪失が法令または当社もしくは当社子会社の定款、会社規程による場合、または本号 ないし に規定する場合はこの限りではない。

新株予約権者たる当社の従業員がその地位を喪失した場合であっても、次のイ.またはロ.に該当する場合には、当該新株予約権者は、本号 の規定にかかわらず、その地位喪失時に行使していなかった新株予約権の限度でこれを行使できる。

イ. その地位の喪失が定年退職、事業の縮小等による解雇等の会社規程に基づく事由による場合または会社都合により当社子会社へ転籍した場合

ロ. その地位の喪失後、ただちに当社の取締役、監査役、相談役、顧問または当社子会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を取得した場合

新株予約権者たる当社の子会社の取締役がその地位を喪失した場合であっても、次のイ.ないしハ.に該当する場合には、当該新株予約権者は、本号 の規定にかかわらず、その地位喪失時に行使していなかった新株予約権の限度でこれを行使できる。

イ. その地位の喪失が任期満了または法令変更に伴う事由による退任に基づく場合

ロ. その地位の喪失が定年退職、事業の縮小等による解雇等の会社規程に基づく事由による場合または会社都合により当社または当社子会社へ転籍した場合

ハ. その地位の喪失後、ただちに当社または当社子会社の取締役、監査役、相談役、顧問もしくは従業員の地位を取得した場合

本新株予約権が相続の対象となった場合の相続人の範囲、その行使の条件等については本号 に掲げる「新株予約権割当契約」の定めによるものとする。

本新株予約権の質入その他の処分は認めないものとする。

その他、新株予約権の行使の条件は、新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

## 3 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては本新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権割当契約」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後の払込金額に本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間  
 「新株予約権割当契約」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権割当契約」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件  
 (注)2に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限  
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由  
 「新株予約権割当契約」に準じて決定する。

当社は、会社法に基づき当社の取締役に対して新株予約権を発行している。

株主総会決議(平成18年6月28日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)(注)1	240
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	240,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり268
新株予約権の行使期間	平成23年9月1日～平成28年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 330.06 資本組入額 165.03
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡により新株予約権を取得するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役若しくは従業員又は当社の子会社の取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職その他取締役会が正当な理由があると認められた場合にはこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人はその権利を行使することができない。

新株予約権の質入その他の処分は認めないものとする。

新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式の数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。

新株予約権の行使に際しての払込価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額は金1,200万円を超過することができない。

その他、新株予約権の行使の条件は、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

## 3 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の発行要領」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、「新株予約権の発行要領」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の発行要領」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の発行要領」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権の発行要領」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得条項

「新株予約権の発行要領」に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

(注) 2 に準じて決定する。

## 4 平成20年7月30日に行われた取締役会にて決議されたものである。

当社は、会社法に基づき当社の取締役に対して新株予約権を発行している。

株主総会決議(平成18年6月28日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1	240
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	240,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり237
新株予約権の行使期間	平成24年9月1日～平成29年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 289.90 資本組入額 144.95
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡により新株予約権を取得するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

## 2 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役若しくは従業員又は当社の子会社の取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人はその権利を行使することができない。

新株予約権の質入その他の処分は認めないものとする。

新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式の数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。

新株予約権の行使に際しての払込価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額は金1,200万円を超過することができない。

その他、新株予約権の行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

## 3 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の発行要領」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の発行要領」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の発行要領」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権の発行要領」に準じて決定する。

新株予約権の行使の条件

「新株予約権の発行要領」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

「新株予約権の発行要領」に準じて決定する。

## 4 平成21年7月29日に行われた取締役会にて決議されたものである。

当社は、会社法に基づき当社の従業員および当社子会社の取締役に対して新株予約権を発行している。

株主総会決議(平成21年 6月16日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年 6月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1	858
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	858,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり237
新株予約権の行使期間	平成24年 9月 1日～平成29年 8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 289.90 資本組入額 144.95
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡により新株予約権を取得するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 新株予約権 1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役若しくは従業員又は当社の子会社の取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職その他当社取締役会が正当な理由があると認められた場合にはこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人はその権利を行使することができない。

新株予約権の質入その他の処分は認めないものとする。

新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式の数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。

新株予約権の行使に際しての払込価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額は金1,200万円を超過することができない。

その他、新株予約権の行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の発行要領」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の発行要領」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の発行要領」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権の発行要領」に準じて決定する。

新株予約権の行使の条件

「新株予約権の発行要領」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

「新株予約権の発行要領」に準じて決定する。

4 平成21年7月29日に行われた取締役会にて決議されたものである。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はない。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年6月30日		44,153,101		8,816,866		1,806,323

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握していない。



## (7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないので、直前の基準日である平成22年3月31日の株主名簿により記載している。

## 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,052,000	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数は1,000株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 38,982,000	38,982	同上
単元未満株式	普通株式 119,101	-	同上
発行済株式総数	44,153,101	-	-
総株主の議決権	-	38,982	-

(注)1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権1個)含まれている。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式570株が含まれている。

## 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 株式会社トムス・エンタ テインメント	東京都新宿区西新宿七丁目 20番1号	5,052,000	-	5,052,000	11.44
計	-	5,052,000	-	5,052,000	11.44

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	218	208	210
最低(円)	200	198	198

(注) 株価は名古屋証券取引所市場第二部による。

## 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はない。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)は改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けている。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任あずさ監査法人となりました。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,910,975	3,640,625
受取手形及び売掛金	1,346,593	1,450,749
有価証券	1,298,562	1,194,393
商品及び製品	850,067	1,072,214
仕掛品	1,109,537	938,008
原材料及び貯蔵品	50,264	46,085
その他	267,673	320,250
貸倒引当金	3,902	9,473
流動資産合計	7,829,772	8,652,854
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1 1,259,297	1 1,249,141
その他(純額)	1 1,646,055	1 1,685,258
有形固定資産合計	2,905,352	2,934,399
無形固定資産		
投資その他の資産	365,542	279,307
投資有価証券	1,826,697	1,850,780
その他	2,508,458	2,432,427
貸倒引当金	94,059	95,281
投資その他の資産合計	4,241,096	4,187,926
固定資産合計	7,511,991	7,401,633
資産合計	15,341,763	16,054,488

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,161,445	1,279,866
未払法人税等	32,045	239,764
未払消費税等	40,027	74,795
賞与引当金	37,383	82,555
役員賞与引当金	5,971	13,368
資産除去債務	3,988	-
その他	858,057	907,889
流動負債合計	2,138,919	2,598,238
固定負債		
長期借入金	18,000	-
退職給付引当金	407,309	411,718
役員退職慰労引当金	111,735	107,185
資産除去債務	31,666	-
その他	95,835	124,284
固定負債合計	664,545	643,188
負債合計	2,803,465	3,241,426
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,816,866	8,816,866
資本剰余金	1,806,323	1,806,323
利益剰余金	3,462,690	3,730,709
自己株式	1,675,089	1,674,839
株主資本合計	12,410,791	12,679,059
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	31,181	46,701
為替換算調整勘定	1,461	1,383
評価・換算差額等合計	29,719	45,318
新株予約権	93,906	88,683
少数株主持分	3,880	-
純資産合計	12,538,298	12,813,061
負債純資産合計	15,341,763	16,054,488

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	3,246,685	3,473,215
売上原価	2,883,115	2,876,748
売上総利益	363,570	596,467
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 437,209	<sup>1</sup> 513,921
営業利益又は営業損失( )	73,639	82,545
営業外収益		
受取利息	18,317	11,985
受取配当金	31,134	34,824
その他	6,568	12,639
営業外収益合計	56,020	59,449
営業外費用		
長期前払費用償却	3,048	2,877
為替差損	2,083	9,438
その他	1,354	751
営業外費用合計	6,487	13,066
経常利益又は経常損失( )	24,106	128,928
特別利益		
貸倒引当金戻入額	8,398	6,792
売上配分金返還額	-	19,412
その他	1,138	756
特別利益合計	9,537	26,960
特別損失		
固定資産除却損	200	5,924
建物賃貸借契約解除に伴う損失	90,481	18,123
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	17,468
その他	61	-
特別損失合計	90,743	41,516
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	105,311	114,372
法人税、住民税及び事業税	10,228	33,639
過年度法人税等	16,010	-
法人税等調整額	65,408	55,497
法人税等合計	39,169	89,137
少数株主損益調整前四半期純利益	-	25,235
四半期純利益又は四半期純損失( )	66,142	25,235

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	105,311	114,372
減価償却費	158,728	160,813
株式報酬費用	1,241	5,978
建物賃借契約解除に伴う損失	45,187	9,251
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	17,468
貸倒引当金の増減額( は減少)	35,095	6,792
退職給付引当金の増減額( は減少)	3,620	4,409
役員賞与引当金の増減額( は減少)	14,193	7,396
役員退職慰労引当金の増減額( は減少)	4,511	4,549
受取利息及び受取配当金	49,452	46,809
支払利息	363	445
為替差損益( は益)	1,694	9,870
固定資産除売却損益( は益)	256	5,924
売上債権の増減額( は増加)	946,879	104,155
たな卸資産の増減額( は増加)	204,578	61,492
仕入債務の増減額( は減少)	307,038	127,935
その他	112,570	141,133
小計	1,038,731	159,846
利息及び配当金の受取額	34,089	43,788
利息の支払額	310	445
法人税等の支払額	30,117	226,878
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,042,393</b>	<b>23,689</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	395,000	100,000
有価証券の償還による収入	100,000	95,000
有形固定資産の取得による支出	44,869	157,567
有形固定資産の売却による収入	66	-
無形固定資産の取得による支出	17,861	85,572
投資有価証券の取得による支出	299	100,539
貸付金の回収による収入	84	132
差入保証金の差入による支出	455	901
差入保証金の回収による収入	116,102	113,414
破産債権の回収による収入	1,500	1,500
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	30,334
関係会社出資金の払込による支出	-	150,000
その他	-	6,196
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>240,732</b>	<b>360,395</b>

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	92	249
配当金の支払額	306,763	293,528
ファイナンス・リース債務の返済による支出	7,727	7,793
割賦債務の返済による支出	34,167	34,167
財務活動によるキャッシュ・フロー	348,750	335,738
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,591	9,826
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	451,319	729,649
現金及び現金同等物の期首残高	2,557,725	3,340,625
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,009,044	2,610,975

## 【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間  
(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

## 1 連結の範囲の変更

連結子会社の数 7社

当第1四半期連結会計期間より、株式取得により子会社となった(株)トクシスを連結の範囲に含めている。

## 2 会計方針の変更

## (1) 「企業結合に関する会計基準」等の適用

当第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年12月26日)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)を適用している。

## (2) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用

当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用している。

この結果、売上総利益、営業利益及び経常利益が773千円、税金等調整前四半期純利益が18,242千円それぞれ減少している。



## 【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日至平成22年6月30日)
(四半期連結貸借対照表関係) 前第1四半期連結会計期間において、投資その他の資産の「その他」に含めて表示していた投資有価証券は、当第1四半期連結会計期間において資産総額の100分の10を超えることとなったため「投資有価証券」として区分掲記した。なお、前第1四半期連結会計期間の投資その他の資産の「その他」に含めて表示していた投資有価証券の金額は、1,425,293千円である。
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示している。

## 【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日至平成22年6月30日)
1 棚卸資産の評価方法 当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっている。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっている。
2 固定資産の減価償却費の算定方法 固定資産の定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっている。
3 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっている。 繰延税金資産の回収可能性の判断については、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合には、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっている。 前連結会計年度末以降に経営環境等、又は、一時差異等の発生状況に著しい変化が認められる場合には、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測等に当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっている。

## 【注記事項】

## (四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1 固定資産の減価償却累計額		1 固定資産の減価償却累計額	
有形固定資産の減価償却累計額	2,280,145千円	有形固定資産の減価償却累計額	2,197,370千円

## (四半期連結損益計算書関係)

## 第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
1 販売費及び一般管理費の主なもの		1 販売費及び一般管理費の主なもの	
役員報酬・給与手当	184,704千円	役員報酬・給与手当	194,280千円
賞与引当金繰入額	12,899千円	賞与引当金繰入額	15,064千円
退職給付費用	4,013千円	退職給付費用	5,030千円
役員退職慰労引当金繰入額	3,517千円	役員退職慰労引当金繰入額	3,555千円
株式報酬費用	1,241千円	株式報酬費用	5,978千円
		役員賞与引当金繰入額	4,924千円

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係		1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	3,309,044千円	現金及び預金勘定	2,910,975千円
有価証券勘定	1,995,000千円	有価証券勘定	1,298,562千円
計	5,304,044千円	計	4,209,537千円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金および定期積金	300,000千円	預入期間が3ヶ月を超える 定期預金および定期積金	300,000千円
償還期間が3ヶ月を超える 有価証券	1,995,000千円	償還期間が3ヶ月を超える 有価証券	1,298,562千円
現金及び現金同等物	3,009,044千円	現金及び現金同等物	2,610,975千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	44,153,101

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	5,053,770

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社			93,906

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年4月30日 取締役会	普通株式	293,253	7.5	平成22年3月31日	平成22年6月17日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はない。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はない。

(セグメント情報等)

## 【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	アニメーション事業 (千円)	アミューズメント事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	2,312,800	933,884	3,246,685	-	3,246,685
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	(-)	-
計	2,312,800	933,884	3,246,685	(-)	3,246,685
営業利益又は営業損失( )	118,577	19,809	98,768	(172,407)	73,639

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっている。

2 各事業の主な内容

- (1) アニメーション事業.....アニメーション作品の企画・制作・販売・配給および輸出
- (2) アミューズメント事業.....アミューズメント施設の企画・開発・運営

## 【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

全セグメント売上高の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略している。

## 【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	北アメリカ	アジア	ヨーロッパ	その他の地域	計
海外売上高(千円)	220,108	121,145	21,603	30,720	393,578
連結売上高(千円)	-	-	-	-	3,246,685
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	6.8	3.7	0.7	0.9	12.1

(注) 1 国又は地域の区分は地理的近接度によっている。

2 各区分に属する主な国又は地域

- (1) 北アメリカ.....アメリカ合衆国
- (2) アジア.....台湾・インドネシア・タイ・香港
- (3) ヨーロッパ.....イタリア・フランス・ドイツ・フィンランド
- (4) その他の地域.....中南米・ロシア他

## 【セグメント情報】

## (追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用している。

## 1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、アニメーション事業及びアミューズメント事業を営んでおり、業種別に区分された事業ごとに、当社及び当社の連結子会社が独立した経営単位として単一の事業を営んでおり、各社が主体的に各事業ごとの包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社グループの構成単位は業種別のセグメントから構成されており、「アニメーション事業」及び「アミューズメント事業」の2つを報告セグメントとしております。

「アニメーション事業」は、アニメーション作品の企画・制作・販売・配給をしております。「アミューズメント事業」は、アミューズメント施設の企画・開発・運営をしております。

## 2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント		合計
	アニメーション事業	アミューズメント事業	
売上高			
外部顧客への売上高	2,643,582	829,633	3,473,215
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-
計	2,643,582	829,633	3,473,215
セグメント利益又は損失( )	255,577	5,831	249,746

## 3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

利 益	金 額
報告セグメント計	249,746
セグメント間取引消去	-
全社費用(注)	167,201
四半期連結損益計算書の営業利益	82,545

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であり、提出会社の管理部門に係る費用である。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はない。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はない。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はない。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

ストック・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上及び科目名  
販売費及び一般管理費の株式報酬費用 5,978千円

当第1四半期連結会計期間中に権利不行使による失効により利益として計上した金額  
特別利益のその他 756千円

(企業結合等関係)

前第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

該当事項はない。

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略している。

(資産除去債務関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

資産除去債務の総額に重要性は乏しく、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動はない。

(賃貸等不動産関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

賃貸等不動産の総額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はない。

## (1株当たり情報)

## 1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	318.18円	1株当たり純資産額	325.43円

2 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり  
四半期純利益金額

## 第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純損失金額	1.62円	1株当たり四半期純利益金額	0.65円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	-	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	-

(注) 1. 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。  
当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。

## 2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は 四半期純損失( ) (千円)	66,142	25,235
普通株式に係る四半期純利益又は 四半期純損失( ) (千円)	66,142	25,235
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳(千円)	-	-
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(千株)	40,857	39,100

## (重要な後発事象)

該当事項はない。

## 2 【その他】

該当事項はない。



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8 月 5 日

株式会社トムス・エンタテインメント  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中 泉 敏 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中 村 宏 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トムス・エンタテインメントの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トムス・エンタテインメント及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8 月 5 日

株式会社トムス・エンタテインメント

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 泉 敏 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 村 宏 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トムス・エンタテインメントの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トムス・エンタテインメント及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。